

検討委員会からのお知らせ

- ・同日同部位の歯に対し、う蝕処置と間接歯髄覆罩は算定可。
同日同部位の歯に対し、う蝕処置と KP、生 PZ は算定不可。
同日同部位の歯に対し、間接歯髄覆罩と KP は算定可。
同日同部位の歯に対し、間接歯髄覆罩と生 PZ は算定不可。
- ・歯リハ 2（54 点）は、顎関節症を有する患者であって、顎関節治療用装置を装着している患者に対して、療養上の指導または訓練を行い、口腔機能の回復または維持・向上を図った場合に月 1 回算定する。（施設基準の届け出が必要）
※顎関節治療用装置の装着（口腔内装置 1 1530 点、口腔内装置 2 830 点）、
修理装着（234 点）、調整（220 点）と同日の算定可。
※別の保険医療機関で製作した顎関節治療用装置を装着している場合においても算定可。

歯科用貴金属材料価格改定について

- ・令和 6 年度診療報酬改定が 6 月 1 日施行になることに伴い、令和 6 年 1 月の随時改定の 3 月後の令和 6 年 4 月に随時改定あり。
- ・令和 6 年 6 月 1 日定時改定後の随時改定については、9 月・12 月・3 月・6 月になる。